

公示第305号

平成27年 7月31日

東亜道路健康保険組合

理事長 丸尾 和廣

組合規約の変更について

今般、別添のとおり組合規約を変更したので公示します。

規約変更書

東亜道路健康保険組合の規約の一部を次のとおり変更する。

(設立事業所の名称及び所在地)

第4条

別表1 東亜道路工業株式会社四国支社を削除し、
東亜道路工業株式会社中国支社を中四国支社に改める。

(互選議員の選挙区及び議員数)

第9条

別表2 東亜道路工業株式会社四国支社を削除し、
東亜道路工業株式会社中国支社を中四国支社に改める。

(理事会の会議録)

第33条

第2項 第22条を第23条に改める。

(理事、監事の旅費及び報酬補償)

第41条 第23条を第24条に改める。

(準備金の保有方法)

第50条 (9)金投資口座への預入を削除

附則

この規約は、平成27年8月1日から施行する。

規約変更理由書

東亜道路工業株式会社四国支社を廃止、中国支社に統合し、中国支社の名称を中四国支社とした為変更する。

準備金の保有方法を健康保険組合事業運営基準に準じて変更する。

軽微な変更漏れを修正する。

規約の改定

新	旧																						
<p>(理事会の会議録)</p> <p>第33条 理事会の議事については、会議録を作成する。</p> <p>2 前項の会議録については、第23条の規程を準用する。</p> <p>(理事、監事の旅費及び報酬補償)</p> <p>第41条 第24条の規定は、理事及び監事について準用する。</p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第50条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">～ 中略 ～</p> <p>(9) 削除</p> <p>(10) 社会保険診療報酬支払基金への委託金</p> <p>(11) 健康保険組合連合会が組合の共同目的を達成するために設置する施設に対する出資金</p> <p>(12) 組合間の共同事業として実施する高額医療費及び出産費に係る貸付事業に対する出資金</p> <p>(13) 法第150条の規定による施設である土地又は建物の取得</p> <p>附則</p> <p>この規約は次の日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">(平成24年3月1日施行)</p> <p>この規約は次の日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">(平成27年8月1日施行)</p> <p>別表 1</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">名称</th> <th style="text-align: left;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東亜道路工業株式会社 本社</td> <td>東京都港区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">～ 中略 ～</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">中四国支社</td> <td>広島市東区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">～ 後略 ～</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	東亜道路工業株式会社 本社	東京都港区	～ 中略 ～		中四国支社	広島市東区	～ 後略 ～		<p>(理事会の会議録)</p> <p>第33条 理事会の議事については、会議録を作成する。</p> <p>2 前項の会議録については、第22条の規程を準用する。</p> <p>(理事、監事の旅費及び報酬補償)</p> <p>第41条 第23条の規定は、理事及び監事について準用する。</p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第50条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">～ 中略 ～</p> <p>(9) 金投資口座への預入</p> <p>(10) 社会保険診療報酬支払基金への委託金</p> <p>(11) 健康保険組合連合会が組合の共同目的を達成するために設置する施設に対する出資金</p> <p>(12) 組合間の共同事業として実施する高額医療費及び出産費に係る貸付事業に対する出資金</p> <p>(13) 法第150条の規定による施設である土地又は建物の取得</p> <p>附則</p> <p>この規約は次の日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">(平成24年3月1日施行)</p> <p>別表 1</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">名称</th> <th style="text-align: left;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東亜道路工業株式会社 本社</td> <td>東京都港区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">～ 中略 ～</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">中国支社</td> <td>広島市東区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">四国支社</td> <td>香川県高松</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">～ 後略 ～</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	東亜道路工業株式会社 本社	東京都港区	～ 中略 ～		中国支社	広島市東区	四国支社	香川県高松	～ 後略 ～	
名称	所在地																						
東亜道路工業株式会社 本社	東京都港区																						
～ 中略 ～																							
中四国支社	広島市東区																						
～ 後略 ～																							
名称	所在地																						
東亜道路工業株式会社 本社	東京都港区																						
～ 中略 ～																							
中国支社	広島市東区																						
四国支社	香川県高松																						
～ 後略 ～																							

別表 2			別表 2		
選挙区	選挙区の範囲		選挙区	選挙区の範囲	
	～ 中略 ～			～ 中略 ～	
第 2 区	中部支社、関西支社	2 人	第 2 区	中部支社、関西支社、四国支社	2 人
第 3 区	中四国支社、九州支社	1 人	第 3 区	中国支社、九州支社	1 人
第 4 区	東北支社、北海道支社	2 人	第 4 区	東北支社、北海道支社	2 人